

平成30年第2回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成30年4月11日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	政策調整部長	竹中 宏
総務部長	小山 日出夫	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第52号から議第54号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第13号)) 他2件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第4 発議第2号

(議員の資格決定に関する調査の件(申出書(案)))

提出理由説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

議第52号 専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第13号))

議第53号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)

議第54号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

開議 午後1時00分

議事の経過

(開会)

○議長(矢野隆行君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから平成30年第2回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりであります。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長から提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第6番、岩井智恵子議員、第7

番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第3)

○議長(矢野隆行君) 日程第3、議第52号から議第54号まで(専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第13号))他2件)を一括議題といたします。

○議長(矢野隆行君) 事務局長が議案を朗読いたします。瀬川局長。

○議会事務局長(瀬川俊英君) 朗読いたします。

議第52号専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第13号))他専決処分の承認2件。

以上です。

○議長(矢野隆行君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。山仲市長。

○市長(山仲善彰君) 本日ここに、平成30年第2回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本臨時会では、議案として専決処分につき承認を求めること3件につきまして、ご審議をお願いするものですので、よろしくお願い申し上げます。

議第52号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算(第13号)につきましては、歳入歳出総額にそれぞれ5万3,000円を追加したものです。

主な補正の内容としましては、歳入では地方譲与税や各種県税交付金、地方交付税等の額の確定に伴う精査、湖南広域行政組合負担金の過年度精算に伴う返還金の追加、繰越金の総額及び収支の財源調整として、財政調整基金繰入金金の減額を行うものです。

また、歳出につきましては、平成28年度の母子家庭等対策総合支援事業に係る国庫補助金に返還が生じたことから、民生費の母子・父子福祉対策事業費において返還金を追加するものです。

議第53号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、平成30年度の税制改正大綱により地方税法等関連する法律、政令、省令等の改正にあわせて所要の規定の整備をするもので、主なものは、固定資産税土地税制における現行の仕組みを3年間延長する等であります。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第54号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年1月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことと、国民健康保険税条例の一部が改正され税率等の改正がされたことに伴い、所要の改正を行う必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、国民健康保険の広域化に伴う課税額の定義の変更と医療保険分課税限度額の54万円から58万円への引き上げ、所得の少ない被保険者に対して賦課する保険税の算定基準を被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減の基準については被保護者数に乗ずる金額を49万円から50万円に変更すると共に、先の条例改正で所得割、均等割、平等割の税率の改正がされたことにより、改正額により軽減措置の軽減額の見直し等を行うものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております議第52号から議第54号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号から議第54号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、議第52号から第54号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第52号から議第54号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第52号専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第13号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第52号は原案のとおり承認されました。

次に、議第53号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第53号は原案のとおり承認されました。

次に、議第54号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第54号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 1 0 分 休憩)

(午後 1 時 2 5 分 再開)

○議長 (矢野隆行君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第 4)

○議長 (矢野隆行君) 日程第 4、発議第 2 号議員の資格決定に関する調査の件 (申出書 (案)) を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により除斥対象となりますので、第 1 6 番、北村五十鈴議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 2 6 分 休憩)

(午後 1 時 3 5 分 再開)

○議長 (矢野隆行君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本職から 1 1 7 条の規定に除斥対象というところで、北村議員より動議が出ましたので、ここで発言を許します。ここ、前に来て発言して下さい。

○1 6 番 (北村五十鈴君) 第 1 6 番、北村五十鈴です。

今回の始まりの虚偽の文書の解明、審査が何ら進んでいない中、虚偽は深まるばかりで、下段の署名のお一人は私の自宅さえご存知ありませんでしたし、西河原の自治会の前々会長からも、先日の臨時会での橋議員の発言の中に誤解があり、内容が事実と余りにも違っていると調査願が提出されております。そんな中での発議の内容は受け入れられませんので、賛同いただける議員と退席いたします。

○議長 (矢野隆行君) お諮りいたします。

今、北村議員より退席の動議が出まして、ここで議題として取り扱いたいと思います。

ただいま議題になっております北村議員他の方の退席について、皆様からご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (矢野隆行君) ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 3 7 分 休憩)

(午後 1 時 3 8 分 再開)

○議長（矢野隆行君） 他何名かわかりませんが、他の方も退席を認めます。

（16番 北村五十鈴君他2名 退場）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、第13番、工藤義明議員他1名の賛成者から提出されました発議書は、既に配付したとおりでございます。

発議第2号議員資格決定に関する調査の件（申出書（案））について、提出者の説明を求めます。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

それでは、議員の資格決定に関する調査の件の提出理由説明をいたします。

発議第2号の議員の資格決定に関する調査の件につきましては、北村五十鈴議員の資格決定審査に係る調査を地方自治法第100条第1項に規定する権限を持った調査とし、この権限を同資格審査特別委員会に委任しようとするため、発議するものです。

資格審査特別委員会については、本年第1回定例会（3月22日）で発議のあった北村五十鈴議員の資格決定の要求についてを受け、設置されており、当日の資格審査特別委員会での協議の結果、この資格決定に関する調査は、地方自治法第100条第1項の権限が必要であるとして、委員長の本職から別紙のとおり、調査事項、調査方法、調査権限、調査期限、調査経費を付して、議長宛てに申し出を行ったところでありまして、委員会終了後に開催されました本会議においても、このことを委員会の結果として報告しております。

また、議会が地方自治法第179条第1項の調査を行う場合には同条第11項の規定により、あらかじめ調査経費に係る予算が必須となることから、予算措置後の次回の本会議で議決を求めることとしたい旨をあわせて報告させていただいたところでありまして、当該調査経費に係る予算を平成30年第1回定例会の追加議案として提出いただき、既に成立しておりますことから、今回発議をするものであります。

以上です。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております発議第2号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後1時43分 休憩)

(午後1時51分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

第4番、橋俊明議員。

○4番(橋 俊明君) 第4番、橋俊明でございます。

今回討論のテーマとなっております議員の資格決定に関する調査の理由につきましては、地方自治法第100条第1項の権限を野洲市議会委員会条例の第7条で規定する資格審査委員会に委任することにより、本委員会において、次の各規定に基づく権限を行使できるとうたわれております。今回の委任によりまして、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができ、また正当な理由がないのに委員会に出席せず、もしくは記録を提出しないとき、また証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処するとされております。さらに、選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは3カ月以上の禁錮に処する権限を行使できるものであります。

このように厳しい権限行使により、真実は究明されるものと私は確信をいたしております。こうした権限行使により、本資格審査特別委員会が厳正に議事運営されるものでありますので、そのことを強く申し上げて、賛成討論といたします。そんなことがありますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(矢野隆行君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。



発議第2号議員の資格決定に関する調査の件(申し出(案))について、採決いたします。  
お諮りいたします。

発議第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

第16番、北村五十鈴議員他2名の入場を許可いたします。

(16番 北村五十鈴君他2名 入場)

○議長(矢野隆行君) 暫時休憩いたします。

(午後1時55分 休憩)

(午後2時10分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。山仲市長。

○市長(山仲善彰君) 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、新年度早々ご多用のところ、平成30年第2回野洲市議会臨時会にご参集を賜り、誠にありがとうございます。

提案をいたしました3つの専決処分の承認の案件につきましては、慎重なご審議の上、いずれもお認めをいただきまして、ありがとうございます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意をされ、今年度、野洲のまちづくりのために一層のご活躍を賜りますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

○議長(矢野隆行君) 以上で、平成30年第2回野洲市議会臨時会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでございました。(午後2時11分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年4月11日

野洲市議会議長                      矢野 隆行

署名議員                              岩井 智恵子

署名議員                              津村 俊二